

備前市監査委員告示第3号

平成24年度定期監査（第2期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成24年度定期監査（第2期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年4月18日

備前市監査委員 大 田 淳 一
備前市監査委員 田 原 隆 雄

所 管 部 署	介護福祉課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>高齢者ふれあい事業補助金交付事務について、実績報告書の收受日が実績報告年月日より前になっているもの、決裁区分が誤っているもの、実績報告書に必要な書類が添付されていないもの、実績報告書に添付の領収書に領収印が押印されていないもの、領収年月日がないものが見受けられた。また、備前市高齢者ふれあい事業補助金交付要綱では、「補助金の交付を受けようとするものは、事業の実施1カ月前までに補助金交付申請書を提出しなければならない」「補助金の交付決定を受けた補助事業者は、その補助金に係る事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない」と規定されているものの、遵守できていなかったものが見受けられた。備前市高齢者ふれあい事業補助金交付要綱に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>指摘を受けた事項は不注意による誤りや、事業実施団体への説明不足によるものであり、事務処理についてフローチャートを作成し誤りの防止を行うとともに、事業実施団体に対し申請や報告の時期、実績報告書に必要な添付書類等について詳しく説明を行いました。</p>

所 管 部 署	社会福祉課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>社会福祉課が委託している戦没者追悼式実行委員会の経理事務について、謝礼について源泉徴収を行う必要があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていないものがあつた。当該実行委員会に対し、適正な事務処理をするよう指導されたい。</p>	<p>適正な事務処理をするよう指導し、H25年度からは全体を委託業務としている。</p>
<p>社会福祉課が委託している市民ふれあい福祉まつり実行委員会の経理事務について、領収年月日が不整合となっているもの、領収年月日の記載がないものが見受けられた。当該実行委員会に対し、適正な事務処理をするよう指導されたい。</p>	<p>適正な事務処理をするよう指導し、H25年度からは複数の人で確認をするようにしている。</p>